

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・新旧対照表

改正案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p style="text-align: center;">2 定 義</p> <p>この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (略)</p> <p><b>最終進入コース(Final approach course)</b> <u>計器進入方式における</u>最終進入の経路若しくは<u>その</u>延長線又は滑走路中心線の延長線をいう。 (略)</p> <p><b>精密進入(Precision approach)</b> アジムス(Azimuth)及びグライドパス(Glide path)の情報又は指示を受けることができる<u>計器進入であって、GLS進入、ILS 進入及び精測レーダー進入</u>をいう。 (略)</p> <p><b>特別有視界飛行方式(Special VFR)</b> <u>計器気象状態、かつ、管制圏又は航空交通情報圏(以下「情報圏」という。)</u>において航空機が法第94条ただし書の許可を受けて航空法施行規則(以下「則」という。)第198条の4に掲げる基準に従って行う飛行方式をいう。 (略)</p> <p><b>DME フィックス(DME fix)</b> (略)</p> <p><b><u>GBAS(Ground-Based Augmentation System—地上直接送信型衛星航法補強システム)</u></b> 地上の送信機からの補強情報を機上装置で直接受信し GPS 信号を補強するシステムをいう。 (略)</p> <p><b><u>GLS 進入(GLS approach)</u></b> GLS 進入方式に従い進入することをいう。 <b><u>GLS 進入方式(GLS approach procedure)</u></b> GBAS を用いた計器進入方式をいう。</p> <p><b>ILS カテゴリー(Categories of ILS)</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">III 管制方式基準</p> <p style="text-align: center;">(II) 計器飛行管制方式</p> <p style="text-align: center;">1 管制承認等</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><b>【法第94条ただし書の許可】</b> (18) 管制圏又は<u>情報圏</u>が指定されていない飛行場に係る進入管制業務を行う機関が、(II) 1 (1)及び(4)、(II) 4 (1)又は(II) 7 (7) a に基づき発出する管制承認、管制指示又は管制許可には、当該飛行場における気象状態が計器気象状態である場合において、当該飛行場に</p>	<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p style="text-align: center;">2 定 義</p> <p>この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (略)</p> <p><b>最終進入コース(Final approach course)</b> <u>ローライザーコースの中心線、放射方位若しくはベアリングにより示される</u>最終進入の経路若しくは<u>これらの</u>延長線又は滑走路中心線の延長線をいう。 (略)</p> <p><b>精密進入(Precision approach)</b> アジムス(Azimuth)及びグライドパス(Glide path)の情報又は指示を受けることができる<u>計器進入(ILS 進入及び精測レーダー進入)</u>をいう。 (略)</p> <p><b>特別有視界飛行方式(Special VFR)</b> <u>計器気象状態</u>において航空機が法第94条ただし書の許可を受けて航空法施行規則(以下「則」という。)第198条の4に掲げる基準に従って行う飛行方式をいう。 (略)</p> <p><b>DME フィックス(DME fix)</b> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>ILS カテゴリー(Categories of ILS)</b> (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">III 管制方式基準</p> <p style="text-align: center;">(II) 計器飛行管制方式</p> <p style="text-align: center;">1 管制承認等</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><b>【法第94条ただし書の許可】</b> (18) 管制圏又は<u>航空交通情報圏(以下「情報圏」という。)</u>が指定されていない飛行場に係る進入管制業務を行う機関が、(II) 1 (1)及び(4)、(II) 4 (1)又は(II) 7 (7) a に基づき発出する管制承認、管制指示又は管制許可には、当該飛行場における気象状態が計器気象状態で</p>	<p>GLS 進入における最終進入コースを定義するため、定義変更</p> <p>GLS 進入追加</p> <p>管制圏／情報圏における法第94条ただし書の許可を行うこととなるため、管制圏／情報圏に関するただし書であることを明記</p> <p>GBAS の定義追加</p> <p>GLS 進入の定義追加</p> <p>GLS 進入方式の定義追加</p> <p>特別有視界飛行方式の定義改正に伴い削除</p>

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・新旧対照表

改正案		現 行		備 考																																		
<p>離着陸するため管制空域外を飛行することに係る法第94条ただし書の許可を含むものとする。 (19)・(20) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>3 特別有視界飛行方式</b></p> <p><b>【適用】</b> (1) a 管制区管制所等は、管制圏又は情報圏が指定されている飛行場における地上視程(同一管制圏内に2以上の飛行場がある場合は、当該管制圏の中心となっている飛行場の地上視程)が1,500メートル以上ある場合であって、航空機から<b>特別有視界飛行方式</b>による飛行の許可を求められたときは、航空交通の状況を考慮してこれを許可することができる。 ただし、情報圏内においては、1機のみ飛行の許可を行うものとする。 なお、管制圏内における飛行の許可があった場合は、飛行場管制所は、当該許可の条件内で飛行場及びその周辺における当該機の管制を行うものとする。</p> <p>b (略) (2)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>(IV) レーダー使用基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 二次レーダー</b></p> <p><b>【適用】</b> (1) a (略) b トランスポンダーの型式を尋ねる場合は、次の用語を使用するものとする。 ★トランスポンダーの型式を通報して下さい。 <b>ADVISE TYPE OF TRANSPONDER.</b> 注 トランスポンダーの型式は、通常次の記号により飛行計画に記載されており、航空機は記号により通報する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">記 号</th> <th style="width: 90%;">トランスポンダーの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N (november)</td> <td>搭載していない場合又は使用不能の場合</td> </tr> <tr> <td>A (alpha)</td> <td>モードA/3(4096コード)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>C (charlie)</td> <td>モードA/3(4096コード)及びモードCを搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>E (echo)</td> <td>モードS(航空機識別、気圧高度及び拡張スキッタ(ADS-B)の性能を有するもの)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>H (hotel)</td> <td>モードS(航空機識別、気圧高度及び発展型監視の性能を有するもの)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>I (india)</td> <td>モードS(航空機識別の性能を有し、気圧高度の性能を有しないもの)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>L (lima)</td> <td>モードS(航空機識別、気圧高度、拡張スキッタ(ADS-B)及び発展型監視の性能を有するもの)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>P (papa)</td> <td>モードS(気圧高度の性能を有し、航空機識別の性能を有しないもの)を搭載している場合</td> </tr> </tbody> </table>		記 号	トランスポンダーの内容	N (november)	搭載していない場合又は使用不能の場合	A (alpha)	モードA/3(4096コード)を搭載している場合	C (charlie)	モードA/3(4096コード)及びモードCを搭載している場合	E (echo)	モードS(航空機識別、気圧高度及び拡張スキッタ(ADS-B)の性能を有するもの)を搭載している場合	H (hotel)	モードS(航空機識別、気圧高度及び発展型監視の性能を有するもの)を搭載している場合	I (india)	モードS(航空機識別の性能を有し、気圧高度の性能を有しないもの)を搭載している場合	L (lima)	モードS(航空機識別、気圧高度、拡張スキッタ(ADS-B)及び発展型監視の性能を有するもの)を搭載している場合	P (papa)	モードS(気圧高度の性能を有し、航空機識別の性能を有しないもの)を搭載している場合	<p>ある場合において、当該飛行場に離着陸するため管制空域外を飛行することに係る法第94条ただし書の許可を含むものとする。 (19)・(20) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>3 特別有視界飛行方式</b></p> <p><b>【適用】</b> (1) a 管制区管制所等は、管制圏又は情報圏が指定されている飛行場における地上視程(同一管制圏内に2以上の飛行場がある場合は、当該管制圏の中心となっている飛行場の地上視程)が1,500メートル以上ある場合であって、航空機から<b>管制圏又は情報圏における特別有視界飛行方式</b>による飛行の許可を求められたときは、航空交通の状況を考慮してこれを許可することができる。 ただし、情報圏内においては、1機のみ飛行の許可を行うものとする。 なお、管制圏内における飛行の許可があった場合は、飛行場管制所は、当該許可の条件内で飛行場及びその周辺における当該機の管制を行うものとする。</p> <p>b (略) (2)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>(IV) レーダー使用基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 二次レーダー</b></p> <p><b>【適用】</b> (1) a (略) b トランスポンダーの型式を尋ねる場合は、次の用語を使用するものとする。 ★トランスポンダーの型式を通報して下さい。 <b>ADVISE TYPE OF TRANSPONDER.</b> 注 トランスポンダーの型式は、通常次の記号により飛行計画に記載されており、航空機は記号により通報する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">記 号</th> <th style="width: 90%;">トランスポンダーの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N (november)</td> <td>搭載していない場合又は使用不能の場合</td> </tr> <tr> <td>A (alpha)</td> <td>モードA/3(4096コード)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>C (charlie)</td> <td>モードA/3(4096コード)及びモードCを搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>X (x-ray)</td> <td>モードS(航空機識別及び気圧高度の送信機能がないもの)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>P (papa)</td> <td>モードS(気圧高度の送信機能があつて航空機識別の送信機能がないもの)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>I (india)</td> <td>モードS(航空機識別の送信機能があつて気圧高度の送信機能がないもの)を搭載している場合</td> </tr> <tr> <td>S (sierra)</td> <td>モードS(航空機識別及び気圧高度の送信機能があるもの)を搭載している場合</td> </tr> </tbody> </table>		記 号	トランスポンダーの内容	N (november)	搭載していない場合又は使用不能の場合	A (alpha)	モードA/3(4096コード)を搭載している場合	C (charlie)	モードA/3(4096コード)及びモードCを搭載している場合	X (x-ray)	モードS(航空機識別及び気圧高度の送信機能がないもの)を搭載している場合	P (papa)	モードS(気圧高度の送信機能があつて航空機識別の送信機能がないもの)を搭載している場合	I (india)	モードS(航空機識別の送信機能があつて気圧高度の送信機能がないもの)を搭載している場合	S (sierra)	モードS(航空機識別及び気圧高度の送信機能があるもの)を搭載している場合	<p>特別有視界飛行方式の定義改正に伴い削除</p> <p>トランスポンダーの種類を追加(E, H, L)表現の修正(I, P, S, X) AIPの表記とあわせて順番を入れ替え</p>
記 号	トランスポンダーの内容																																					
N (november)	搭載していない場合又は使用不能の場合																																					
A (alpha)	モードA/3(4096コード)を搭載している場合																																					
C (charlie)	モードA/3(4096コード)及びモードCを搭載している場合																																					
E (echo)	モードS(航空機識別、気圧高度及び拡張スキッタ(ADS-B)の性能を有するもの)を搭載している場合																																					
H (hotel)	モードS(航空機識別、気圧高度及び発展型監視の性能を有するもの)を搭載している場合																																					
I (india)	モードS(航空機識別の性能を有し、気圧高度の性能を有しないもの)を搭載している場合																																					
L (lima)	モードS(航空機識別、気圧高度、拡張スキッタ(ADS-B)及び発展型監視の性能を有するもの)を搭載している場合																																					
P (papa)	モードS(気圧高度の性能を有し、航空機識別の性能を有しないもの)を搭載している場合																																					
記 号	トランスポンダーの内容																																					
N (november)	搭載していない場合又は使用不能の場合																																					
A (alpha)	モードA/3(4096コード)を搭載している場合																																					
C (charlie)	モードA/3(4096コード)及びモードCを搭載している場合																																					
X (x-ray)	モードS(航空機識別及び気圧高度の送信機能がないもの)を搭載している場合																																					
P (papa)	モードS(気圧高度の送信機能があつて航空機識別の送信機能がないもの)を搭載している場合																																					
I (india)	モードS(航空機識別の送信機能があつて気圧高度の送信機能がないもの)を搭載している場合																																					
S (sierra)	モードS(航空機識別及び気圧高度の送信機能があるもの)を搭載している場合																																					

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・新旧対照表

改正案		現 行		備 考	
S (sierra)	モード S(航空機識別及び気圧高度の性能を有するもの)を搭載している場合				
X (x-ray)	モード S(航空機識別及び気圧高度の性能を有しないもの)を搭載している場合				
(2)～(7) (略)		(2)～(7) (略)			
8 到着機		8 到着機			
<b>【到着機の誘導】</b> (1) a・b (略) c RNP 進入又は RNP AR 進入を行う到着機に対しては、最終進入コースへの誘導は行わないものとする。 (2)～(8) (略)		<b>【到着機の誘導】</b> (1) a・b (略) (新設) (2)～(8) (略)		到着機への誘導がフィックスへ直行により終了となる RNP 及び RNP AR 進入においては、最終進入コースへ誘導を行わないためその旨規定。  法第 94 条ただし書の許可に関する事項を追加  特別管制空域の IMC における VFR 飛行を追加  特別管制空域における VFR 飛行のうち、ターミナル管制所で許可するものに限定	
IV 管制機関運用基準		IV 管制機関運用基準			
別表第 1		別表第 1			
管制機関の種類	管制席の種類	業務内容	管制機関の種類	管制席の種類	業務内容
ATM センター	(略)		ATM センター	(略)	
	計画管理席	1～3 (略) 4. 法第 94 条ただし書の許可に関する事務 (計器気象状態における計器飛行方式によらない飛行に係るものに限る。) 5. 法第 94 条の 2 第 1 項ただし書の許可に関する事務 (計器気象状態における特別管制空域及び特定の高さ以上の空域に係るものに限る。) 6～10 (略)		1～3 (略) (新設) 4. 法第 94 条の 2 第 1 項ただし書の許可に関する事務 (特定の高さ以上の空域に係るものに限る。) 5～9 (略)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
ターミナル管制所	(略)		ターミナル管制所	(略)	
	出域管制席(ターミナル・レーダー管制業務及び進入管制業務)	1. (略) 2. 出域管制席の管制業務に係る事務であって次に掲げるもの (1) (略) (2) 特別管制空域における計器飛行方式によらない飛行の許可(法第 94 条の 2 第 1 項ただし書の許可をいう。ATM センターが行うものを除く。以下同じ。) (3) ～(7) (略)		1. (略) 2. 出域管制席の管制業務に係る事務であって次に掲げるもの (1) (略) (2) 特別管制空域における計器飛行方式によらない飛行の許可(法第 94 条の 2 第 1 項ただし書の許可をいう。以下同じ。) (3) ～(7) (略)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
注 1・注 2 (略)		注 1・注 2 (略)			